

後期高齢者医療制度の保険料

記号の見方 曜日 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申 申し込み 締め切り 問い合わせ

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なりますのでご注意ください。

③10月の年金から天引きされる方
平成25年10月1日から平成26年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方(2)の方は除く)などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

①4月の年金から天引きされている方
すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金からの天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から2月に支給される年金から天引きさせていただきます。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても保険料が天引きされない場合があります。

②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

③所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。(年金収入で153万円以上211万円以下の方)

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

なお平成26年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。

④年金から天引きされない方
年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の1/2を超える方は、口座振替や納付書により納付していただきます。

国民健康保険税や介護保険料と同じ8回(7月から翌年の2月まで)となります。

保険料軽減措置

平成26年度の保険料軽減措置は下表のとおりです。

「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が

軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。

後期高齢者医療制度保険料均等割軽減措置

軽減率	軽減額	判定基準(世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計金額)
9割	34,830円	被保険者の全員が年金収入で80万円以下の世帯(その他の所得がない)
8.5割	32,895円	所得額が33万円以下の世帯
5割	19,350円	所得額が33万円+被保険者数×24万5千円以下の世帯
2割	7,740円	所得額が33万円+被保険者数×45万円以下の世帯

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります。後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送しますが、届かない場合は国保年金課までご連絡ください。新しい被保険者証(草色)は、有効期限が平成27年7月31日までとなります。

電話 443-1139

八街北中学校・八街南中学校のプールを開放します

開放期間

7月26日～8月17日

(天候などにより休場する場合があります。)

休場日(点検日)

7月28日(月)、8月4日(月)、11日(月)

利用時間

午後A 午後10時～正午

午後B 午後1時～3時

午後3時～5時

各区分とも50人

市内在住の方

・未就学児はおむつが取れていないことと保護者と一緒に入水が必要。

・小学生は保護者の付き添いおよび同意書が必要。

・中学生・高校生は保護者の同意書が必要。

※同意書(プールカード)は7月10日(木)からスポーツ振興課で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

また、開放期間中はそれぞれ

の注意事項

・次の方は入場できません。酒気を帯びた方。

・感染のおそれがある方。

・疾病にかかっている方。

・ペット連れの方。

保護者の方は、幼児・児童から目を離さないでください。プールの最深部は1.3mあります。

プールの飛び込みは禁止です。

貴重品などは十分注意して各自で管理してください。

自転車は必ず鍵をかけるなどして、盗難に注意してください。

スポーツ振興課

電話 443-1465

原爆写真のパネルを展示します

市では、核のない平和な世界を願い、昭和59年9月に非核平和都市宣言を決議しています。

今年もまた、原爆記念日が近づいてまいりました。

あの広島、長崎の惨状を今に伝える多くの写真を展

示します。

この機会に、改めて平和の尊さを考えてみましょう。

7月25日～8月17日

中央公民館

電話 443-1113